

◎新潟県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山472（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山472（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び湯沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）